(一) 我々は先づ何をなすべきか？ 我々の先づ成すべき当面の仕事は何か？ 前に言ふ、[illegible]市域に居住する需要者間に旧市域との間にある差額に対する不平と不満を組織し、全口労農大[illegible]党各支部及び全口農民組合各支部のヘゲモニーの下に値下斗争同盟を組織することだ！

(二) 如何にして組織するか？

1 値下要求演説会、アヂビラ、傳單に依る宣傳、鋼動、

2 署名運動に依る引きしめ、

3 座談会、懇談会を組織し、これを値下斗争同盟準備会となし、要求項目、役員等の内決定、区町村民大会の準備、

以上は公式的規定であるが、地方の具体的状勢に依り適宜の戦術を取るべきだ。公局組合、町[illegible]等の利用については党及び全農のヘゲモニーを握り得る見透しが立つた上でなければならぬ、

(三) 要求條項は旧市域需要者を出来得るスローガン――旧市内並にしろ！ ではなくて、三割値下ゲしろ！ といふやうな要求項目にせよ！

各支部は至急執行委員会を開催し、班会議を指令して、本指令の徹底を図り、[illegible]六家を、この大家斗争に総動員すべき準備にかゝれ！ 〔本指令を以って任命下通知に変ふ〕

電灯料値下斗争方針要綱

一、旧市域とどれだけ違ふか

1. 定額燈料金

種類	内灯 新市域	内灯 旧市域	内灯 差額	外灯 新市域	外灯 旧市域	外灯 差額
十二ワット以下のもの 一ヶ月一ヶに付	円 ・五〇	円 ・四五	・〇五	円 ・四三	円 ・三八	・〇五
二十ワット以下のもの 一ヶ月二ヶに付	・六五	・六〇	・〇五	・五三	・四八	・〇五
三十ワット以下のもの 〃	・七七	・七二	・〇五	・六五	・六〇	・〇五
四十ワット以下のもの 〃	・八七	・八五	・〇二	・七五	・七〇	・〇五
六十ワット以下のもの 〃	・九五	・九五	・〇〇	・八八	・八五	・〇三
百ワット以下のもの 〃	／	一・六〇	／	／	一・四五	／
百二十ワット以下のもの 〃	一・九五	／	／	一・八八	／	／
百五十ワット以下のもの 〃	二・七五	二・四〇	・三五	二・五八	二・二〇	・三八